

財 第 59 号

平成 25 年 9 月 17 日

各 所 属 長 様

財 政 局 長

平成 26 年度予算編成について（通知）

本市財政は、人件費や投資的・臨時的経費の抑制を図っているものの、最も税金の多かった平成 8 年度決算と比較すると、税金が約 2 割も低い水準で推移する一方で、扶助費や市債の償還のための公債費などは 2 倍を超え、なかでも生活保護費は約 2.6 倍に増嵩するなど、義務的な経費が高い伸びを示している。

その結果、ここ 10 年は約 300～400 億円の通常収支不足（*）が見込まれる（今後の財政収支概算（粗い試算）平成 25 年 2 月版）が、今後も少子高齢化が進み、飛躍的な経済成長が見込みにくいなか、多様化する市民ニーズに速やかに応え、市民の安全・安心を支えていくためには、安定した財政基盤を構築していく必要がある。

こうした認識のもと、平成 26 年度予算については、補てん財源に依存することなく収入の範囲内で予算を組むことを原則とするなど、将来世代に負担を先送りすることのないよう財政健全化への取り組みを進めるとともに、「市政運営の基本的な考え方（平成 26 年度）」（平成 25 年 9 月）に基づき、限られた財源のもとで、一層の選択と集中を全市的に進めることを基本として編成することとし、下記の要領により予算算定を行われたい。

（*：通常収支不足とは、基金など補てん財源を活用しない場合の収支不足のことである。）

記

平成 26 年度予算の算定にあたって

(「市政運営の基本的な考え方(平成 26 年度)」(平成 25 年 9 月)より)

- ・「市政改革プラン」や府・市による広域行政・二重行政の一元化の着実な実現に向け、予算を算定する。なお、府・市間の取組みの推進にあたっては、住民の視点等を踏まえ、府・市の役割分担に応じた負担となるよう取り組む。
- ・特別会計繰出金など、多額の一般財源を要する事項については、引き続き、精査する。
- ・区長・局長マネジメントのもと、PDCA サイクルを徹底し、歳出・歳入両面に渡って更なる自律的な改革に取り組む。
- ・自律した自治体型の区政運営の推進に向け、基礎自治行政に関しては、区長自らの努力で広告料収入などを確保する場合の財源も活用しながら、区長が区の特性や地域の実情に即した施策を展開できるよう、その決定権に基づき、局予算も含め、予算を算定する。
- ・公共事業については、より一層の選択と集中を進め、資産（投資）の組換えという手法も活用し、推進するとともに、その財源となる市債発行については、将来世代の負担を勘案し、必要最小限とするため厳しく精査する。
- ・財政運営の透明性や財政規律を一層確保する観点から、予算編成過程の公表を充実することとし、平成 26 年度予算編成においては、引き続き市長ヒアリングを公開で実施するとともに、各所属の予算要求状況のほか、新たにその調整状況を公表する予定としている。

(算定にあたっての主な留意事項)

1 配分額

所属予算の算定にあたっては、常に成果を意識しながら、施策・事業の目標設定とその達成

度、コストパフォーマンスの検証を踏まえるなど PDCA サイクルの徹底を図り、これまでの経緯や手法にとらわれることなく、歳出・歳入両面に渡り自律的な見直しに取り組むこととし、裁量経費について、各所属の配分規模に応じてマイナスシーリングを設定している。各所属においては、所要一般財源の総額が別途通知する「配分額」の範囲内となるよう算定することを要請する。

現在、本市は、市民の安全・安心を支えていくため、安定した財政基盤を構築する必要があるとの認識のもと、収入の範囲内で予算を組むことを原則とするなど、将来世代に負担を先送りすることのないよう、通常収支不足の解消に向けて財政健全化の取組みを進めているところである。各所属における取組みの成果もあり、通常収支不足は縮小しつつあるものの、なお多額の通常収支不足が生じる見込みとなっている。一方で、現在活用している補てん財源には限りがあるため、通常収支不足の段階的な解消に向け、裁量経費のマイナスシーリングの設定等が必要不可欠であることを十分に認識のうえ、算定を行われたい。

算定にあたっては、経費削減率の安易な設定など、単なる一律削減的な手法をとるのではなく、施策ごとの配分率や重点的に取り組む施策分野を設定するなど、所属内の予算編成方針を策定のうえ、施策・事業の選択と集中を行いメリハリのある算定を行うこと。その算定状況については、市長ヒアリングにおいて各所属から説明を行っていただく場合もあるので留意されたい。

なお、算定における所要一般財源額が「配分額」を下回る場合、下回った額については、財政局と協議のうえ、平成 27 年度以降の予算編成における所属配分予算において上積みすることができるものとする。

また、「節減インセンティブ制度」として、平成 25 年度中の事務事業の執行段階において創意工夫による経費削減や新たな歳入確保などを行った結果、減額される所要一般財源相当額については、単年度に限り、「配分額」に加算できるものとする。

一般会計の起債残高の状況や将来の財政負担を勘案し、裁量経費にかかる起債収入についても、マイナスシーリングを設定することとしているので、別途通知する「配分額」の範囲内となるよう算定されたい。なお、当該事業が起債対象か否かの疑義がある際は、事前に財務部財源課（財源調整グループ）と協議し、承認を得たうえで提出すること。

なお、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」に基づく消費税増税にかかる取扱いについては、追って通知することとしているので、留意されたい。

2 区予算

「自律した自治体型の区政運営」に向けて、新たな区政運営や区長権限の整理を踏まえ、各区長の権限・責任のもと、予算編成・執行することを基本としているところであるが、市全体としての整合性を図る上で、

- ・ 予算編成方針、市政改革プランなどの市方針との整合性

市政改革プランの「受益と負担の再構築」の基本理念において、一定の負担は必要

- ・ 全市的な制度設計との整合性

実施する事業の所管局による全市的な整合性の整理が必要

- ・ 公正性・公平性の著しい欠如などの自治行政原理との整合性

には、十分に留意されたい。

なお、区シティ・マネージャーの決定権にかかる局予算及び全市的な制度設計との整合性については、区長（区シティ・マネージャー）と局との間で十分に調整を行うよう留意されたい。

なお、区予算算定にあたっては、「区関連予算にかかる財源配分の考え方等について」（平成25年9月17日）に基づき、遺漏のないよう取り扱われたい。

3 重点施策推進経費

重点施策推進経費については、「平成26年度重点施策推進経費について（照会）」（平成25年9月17日）に基づき、遺漏のないよう取り扱われたい。

4 市政改革プラン、区・局運営方針

市政改革プランについては、平成26年度が取組み期間の最終年度となることから、平成26年度予算において目標を上回る成果をあげることができるよう十分に検討したうえで算定すること。

施策・事業の見直しについては、平成26年度における改革効果見込額を各所属の「配分額」から減じることとしているが、施策・事業の見直しの対象でない他の事業などについても、各

所属の自律的な取組みを確実に推進されたい。

また、『『市政改革プラン』施策・事業の見直しの進捗状況について（照会）」（平成 25 年 9 月 17 日）に基づき、予算算定への反映状況を把握することとしているので、遺漏のないよう取り扱われたい。なお、同照会において、効果見込額の精査が必要とされる 8 項目については、その見直し内容に、平成 25 年度予算でプランに掲げた見直し内容を変更した 3 事業については、その変更内容に、それぞれ応じて「配分額」を調整することとしているので留意されたい。

また、施策・事業の見直しのうち、平成 24 年度から平成 26 年度のいずれかで見直しを行うものについて、見直しにあわせ新たな事業を再構築するとされているものや、見直しに際して必要となる一時経費については、市政改革室及び財政局と協議の上、「配分額」を加算できることとしているので、遺漏のないよう取り扱われたい。

平成 23 年度から、全市の方針等を踏まえた、「区・局運営方針」を策定しているが、平成 26 年度予算編成にあたっては、PDCA サイクルを十分に意識し、平成 24 年度方針の評価及び平成 25 年度方針の中間振り返りの結果を踏まえて、平成 26 年度の「区・局運営方針（素案）」の検討を進め、「施策の選択と集中」の方向付けを行い、その内容に基づき算定されたい。

また、平成 25 年度から本格導入した「撤退ルール」については、成果を意識した進捗管理を行うことで、事業を同一内容で漫然と継続することがないよう主体的・自律的な PDCA サイクルを推進することを目的として設定しているものであり、平成 24・25 年度運営方針において撤退基準を設定した事業で、基準を下回った（見込みを含む）ものについては、主体的・自律的に廃止・再構築の内容を検討されたい。

なお、平成 26 年度予算から、予算要求の対象となる事業についても撤退基準を設定し、算定することとしているので留意されたい。

5 府市統合本部関連

府市統合本部で確認された基本的方向性や府市のカウンターパート同士での検討を踏まえた基本的な方向性に沿って算定すること。

その具体的な取り扱いについては、「平成 26 年度当初予算編成における府市統合本部にかかる関連事業の予算要求状況について（照会）」（平成 25 年 9 月 17 日）に基づき、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、府市統合本部検討対象事業のうち、経営形態の見直し検討項目（A 項目）及び類似・

重複している行政サービス（B項目）に該当する事業に係る見直しの効果額のうち、シーリングを上回る所要一般財源の縮減額については、「配分額」から減額することとしているので留意されたい。

6 国・府の予算編成状況

国や大阪府の予算は、本市の予算編成にも多大な影響を及ぼすことから、その編成状況の把握に努め、速やかに対応できるよう留意されたい。

また、府と協調して実施する事業等については、住民の受益と負担の観点や他の自治体の状況を踏まえ、府と市の役割分担に応じた財源負担となるよう十分に協議・調整した上で算定されたい。

7 監査委員報告書指摘事項等

監査委員報告書に記載された指摘事項等については、速やかに予算に反映すること。

8 収入確保

収入については、「入るを量りて出づるを制す」という財政規律の前提となることから、あらゆる資料に基づいて正確にその財源を捕そくすることはもとより、受益と負担の明確化の観点から、事業収支、国・他都市の動向など客観的情勢を常に把握しながら適正な水準への改定を図るとともに、施設利用率の向上、未収金の解消など積極的かつ具体的な増収策を検討されたい。

ただし、収入の見込み方を従前と変更する場合、前年度と比べて大幅に増減がある場合は事前に財務部担当者と協議されたい。

9 広告料収入の確保

広告事業については、平成24年4月に策定した「大阪市広告事業行動計画」に基づき、全庁的に推進しているところであるが、平成26年度は計画の最終年度でもあることから、目標額を確実に達成できるよう取り組まされたい。また、自ら必要な財源を確保し、必要な市民サービスの維持・向上につなげるという観点から、「広告料収入」については引き続き、実施所属の特定財源として取り扱うこととする。ただし、区と局が協力し、一層の広告料収入の確保を図ることを目的に、局所管財産を活用して区が広告事業を実施する場合は、「局所管財産を活

用して区が実施する広告事業について」(平成 25 年 9 月 17 日)に基づき、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、平成 26 年度の広告事業の取組みについては、後日、照会を行うこととしているので留意されたい。

10 未利用地の売却推進等

「大阪市未利用地活用方針」において、処分検討地に分類されている未利用地については、可能な限り売却予定時期を明らかにして計画的に売却を進めるとともに、事業予定地についても、当該用地での事業の必要性について早急に精査し、売却が可能なものについては資産流動化プロジェクト用地チームと協議のうえ、積極的な売却に努められたい。

なお、財産を平成 26 年度で売却する場合は、財産売却代(土地売却代、建物売却代、有価証券売却代(但し、公債費等にかかる分は除く))予算計上額の 20%を上限として「配分額」に加算できるものとする。

未利用地処分にかかる財産売却代にあつては、事前に資産流動化プロジェクト用地チームと調整済のものに限り、「未利用地売却促進インセンティブ制度」として、財産売却代の一部を「配分額」に加算できることとしているが、区と局が一体となって未利用地の売却促進に取り組むにあたり、本制度のより円滑な運用が図られるよう、区への「配分額」の加算割合や加算年度の変更などの制度変更を予定しており、具体的な取扱いについては後日通知することとしているので留意されたい。

なお、平成 25 年度予算に計上した未利用地等が処分できず、平成 26 年度予算に再計上する場合には、平成 26 年度「配分額」で調整を行うこととする。

また、売却が困難な処分検討地や事業化に相当な期間を要する事業予定地については暫定的な利用として貸付け等による有効活用を図られたい。なお、こうした観点から、「貸付料収入」については引き続き、土地所管局の特定財源として取り扱うこととする。ただし、一層の貸付料収入の確保を図ることを目的として、局所管未利用地を活用して、区と局が一体となって貸付等を行う場合に、区への「配分額」を加算するなどの制度変更を行っているため、「局所管未利用地を活用して区が実施する貸付等について」(平成 25 年 9 月 17 日)に基づき遺漏のないよう取り扱われたい。

11 未収金対策

未収金対策については、債権別行動計画に基づく取組みが最終年度となることをふまえ、平成26年度末での残高目標を達成できるよう着実に取り組むこととしているので、「平成26年度未収金回収にかかる取組みについて（照会）」（平成25年9月17日）に基づき、遺漏のないよう取り扱われたい。

12 市税の軽減措置

政策的な市税の軽減措置については、「税負担の公平性」と「事業の公益性」を十分に比較衡量することが必要であり、また、補助金等と同様の財政支援となることを踏まえ、その必要性を精査するとともに、内容（目的と減免額）を「見える化」する必要がある。

新たに市税の軽減措置を行う場合にかかる所要税等は、引き続き編成手続き上、歳出予算同様に扱うこととし、その所要税等については各所属の「配分額」から減額する。算定にあたっては、「政策的な市税の軽減措置に係る事前協議について（照会）」（平成25年9月17日）に基づき、地方税法上の問題、税負担の公平性の問題、適用期間、減収影響額等について、財務部財源課（税制企画グループ）と協議されたい。

13 日本中央競馬会（JRA）環境整備事業交付金等

日本中央競馬会（JRA）環境整備事業交付金については、「日本中央競馬会（JRA）環境整備事業交付金充当事業の募集について（照会）」（平成25年9月17日）により、都市計画局と調整のうえ、積極的に財源として活用されたい。

また、交通安全対策特別交付金についても、財務部担当者と調整のうえ、積極的に財源として活用されたい。

14 特定目的基金（蓄積基金）

蓄積基金繰入金については、寄付金等、当該基金の特定の収入を積み立てたものを繰り入れる場合に限ること。

15 補助金等の見直し

補助金等については、平成26年度が市政改革プランの取組みの最終年度であることも踏まえ、「補助金等の見直し調整方針」に基づき、引き続き個別精査を図り、一層の見直しを進め

られたい。

また、補助金については、平成 25 年度に終期または検証年度を迎えるものや、平成 26 年度において見直しを実施するものについては、「補助金見直しチェックシート」を提出し、財務部担当者と協議されたい。なお、平成 26 年度予算で新設しようとする補助金についても、協議を行うものとする。

また、平成 26 年度予算においても補助金支出一覧を公表していくこととしているため、「平成 26 年度予算における補助金等一覧の提出について（照会）」（平成 25 年 9 月 17 日）に基づき、遺漏のないよう取り扱われたい。

16 外郭団体への委託料及び出資・出えんの見直し

外郭団体への委託料については、平成 24 年 7 月に策定された「外郭団体への競争性のない随意契約による事業委託の見直しについて」において、競争性のない随意契約は例外であることを十分に踏まえ、競争性のない随意契約を継続しないよう要請しており、この計画を踏まえて予算算定を行われたい。なお、平成 26 年度予算において、新たに外郭団体への競争性のない随意契約による委託事業を行うこととしている場合は、大阪市外郭団体評価委員会で必要性を審議いただき、承認を得る必要があるので、留意されたい。

また、外郭団体及び出資法人への本市からの出資・出えんなどの資本的関与については、平成 25 年 8 月 30 日付けで各所属に周知した「外郭団体等の株式売却及び出捐金の見直しの取扱いについて」を参考に見直しの取組みを進め、適切に予算反映されたい。

17 イベント関係予算・モデル事業予算等

イベント関係予算・モデル事業予算については、その効果を十分に見極めることとし、安易な予算算定は厳に慎むこと。

また、月間等の定例的、定期的な啓発事業については、区長会議における検討結果を踏まえ、事業規模、効果検証、区の関与等の観点から必要性や事業手法等を精査のうえ、算定されたい。

18 施設整備にかかる予算

施設の新増設については、計画の中止や延期等を検討し厳に抑制すること。やむをえない場合でも、まずは空き床となっている既存施設や他の類似施設の転活用を図ることとし、新規の用地取得は原則として凍結する。さらに、公共工事コストについては、近年の入札の動

向を十分に踏まえ算定に反映するとともに、工事コストのみならず供用開始から廃止までの維持管理経費を含めたトータルコストの節減を図ること。

なお、施設整備にかかる予算については、資産流動化プロジェクト施設チームにおける評価及び財産運用委員会高度利用部会における検討・調整を経たもの以外は認めない。

また、施設改修にかかる予算については「市設建築物における緊急予防保全システムの実施について（照会）」（平成 25 年 5 月 24 日）により、資産流動化プロジェクト施設チームと調整のうえ、算定されたい。

19 IT 関連経費

IT 関連経費については、市副情報統括責任者（総務局 IT 統括担当部長）が予算編成手続きに積極的に関与することで、精度を高めた経費算定を実施し、その適正化を進めることとしている。IT 関連経費を予算計上する際は、市副情報統括責任者の「承認書」を提出すること。

なお、承認が必要となる IT 関連経費につき、「承認書」がない場合は、予算算定調書は受け付けないので留意されたい。

20 広報関係予算

広報関係予算（印刷物作成予算を含む）については、各所属において、平成 23 年度予算と比較して 5 割以上の削減を維持するとともに、印刷物の配付実績や費用対効果などを踏まえて必要性や手法、数量等を改めて精査し、算定を行われたい。その取り扱いについては、「平成 26 年度広報関係予算の取扱いについて（照会）」（平成 25 年 9 月 4 日）に基づき、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、算定に際しては、政策企画室市民情報部長が発行する「計画承認書」を提出することとし、承認が必要となる広報関係予算につき、「計画承認書」がない場合は、予算算定調書は受け付けないので留意されたい。

21 扶助費等

扶助費等については、給付の厳格化に一層取り組むとともに受給要件や給付水準などあらゆる観点から再検討を行い、社会的経済的実情に合わなくなったもの、効果の乏しいもの等については整理、縮減を行うこと。

22 貸付金

貸付金については、平成 26 年度予算においても貸付金一覧として公表することとしているので、「平成 26 年度予算における貸付金一覧の提出について（照会）」（平成 25 年 9 月 17 日）に基づき、遺漏のないよう取り扱われたい。なお、新たに貸付を行うもの及び償還計画や貸付条件の変更を行うものについては、財務部担当者と協議されたい。

23 債務負担行為等

債務負担行為の設定など、将来にわたる財政負担を生じるような事業については、その必要性を十分検討することはもとより、今後の事業費の見込及び事業実施のための財源確保の見通しを厳に見極めたうえで、予算算定を行うこと。

24 特別会計

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行などもあり、本市の財政状況に対する評価は、一般会計のみならず、公営企業会計等の経営状況も含めて一体的になされることが多い。特別会計についても、社会構造の変化などによる収入の減などにより、事業を取り巻く環境は、一層厳しい状況にあることから、更なる収入の確保や徹底した経費の効率化等により、経常収支や資金収支の改善を図ること。

また、企業債についても、将来世代の負担を勘案し、建設改良費の圧縮に努め、発行額の縮減及び残高の削減を図られたい。

なお、地方公営企業法施行令等の改正に伴う会計制度の見直しについては、平成 26 年度予算から適用する必要があることから、遺漏なく予算算定に反映されたい。

また、公営・準公営企業の事業についても、経営形態の見直し検討項目に該当する予算については、「平成 26 年度当初予算編成における府市統合本部にかかる関連事業の予算要求状況について（照会）」（平成 25 年 9 月 17 日）に基づき、遺漏のないよう取り扱われたい。

25 特別会計繰出金

特別会計繰出金については、総務省基準に基づかない繰出しはもとより、基準内であっても抜本的な見直しを進めてきたところであるが、厳しい財政状況が続くなか、独立採算の基本原則に基づき更なる削減を要請する。とりわけ、新規事項の算定に当たっては、各会計全体の経営収支の状況を十分考慮されたい。

なお、予算計上にあたっての統一的な考え方（「区分ごとの配分額の流用関係等」、「節別積算基準等」）を添付しているので留意されたい。

所属配分予算算定の関係調書の提出について

提出期限	11月15日（金）
提出部数	2部（ただし、公開用資料等、必要に応じ追加することがある）
様式	別紙のとおり

平成26年度 所属配分予算算定調書について

【調書編】

1. 会計別説明資料
 - ・会計別総括表（局・室用）（様式 1）
 - ・会計別総括表（区用）（様式 2-1、2-2）
 - ・施策の選択と集中の取組状況（様式 3）
 - ・歳出歳入予算増△減調書（様式 4）
2. 予算事業一覧等
 - ・予算事業一覧（様式 5）
 - ・事業概要説明資料（様式 5 付属資料①）
 - ・区関連予算事業一覧（様式 5 付属資料②）
3. 予算事業別調書（様式 6）

※ 留意点等

○調書については、A4縦・左綴じとする。

○「予算事業別調書」について

- ・事業の区分は、第1部・第2部、会計別を問わず、事業別（施策別）とする。
- ・説明責任を果たす観点から、必要なバックデータを整えること。
- ・事業の区分方法、順序等については、財務部担当者と十分協議すること。

○その他、各様式に付してある（注）を参考として、作成されたい。

○別途、参考資料の作成を依頼することがあるので留意されたい。

1. 会計別総括表（局・室用）

・一般会計

区 分		歳 出				計
		物件費	扶助費	特別会計 繰出金		
第 1 部	25 当 初 26 算 定 26 調 整	/				
	裁量経費、 歳出に連動しない歳入	25 当 初 26 算 定 26 調 整	/			
	財産売却代（土地、建 物、有価証券売却代）	25 当 初 26 算 定 26 調 整	/	/	/	/
	非裁量経費	25 当 初 26 算 定 26 調 整	/			
	重点施策推進経費	25 当 初 26 算 定 26 調 整	/			
	区CM自由経費	25 当 初 26 算 定 26 調 整	/			
第 2 部			補助・国府事業負担金 認 証 認 証 外	単独事業 受託事業	特別会計 繰出金	計
	25 当 初 26 算 定 26 調 整					
	裁量経費、 歳出に連動しない歳入	25 当 初 26 算 定 26 調 整	/			
	財産売却代（土地、建 物、有価証券売却代）	25 当 初 26 算 定 26 調 整	/	/	/	/
	非裁量経費	25 当 初 26 算 定 26 調 整	/			
	重点施策推進経費	25 当 初 26 算 定 26 調 整	/			
区CM自由経費	25 当 初 26 算 定 26 調 整	/				
合 計	25 当 初 26 算 定 26 調 整	/	/	/	/	
公 債 費 等	25 当 初 26 算 定 26 調 整	/	/	/	/	
	裁量経費、 歳出に連動しない歳入	25 当 初 26 算 定 26 調 整	/	/	/	/
	財産売却代（土地、建 物、有価証券売却代）	25 当 初 26 算 定 26 調 整	/	/	/	/
	非裁量経費	25 当 初 26 算 定 26 調 整	/	/	/	/
	重点施策推進経費	25 当 初 26 算 定 26 調 整	/	/	/	/
区CM自由経費	25 当 初 26 算 定 26 調 整	/	/	/	/	
局 合 計	25 当 初 26 算 定	/	/	/	/	

1. 会計別総括表（区用）

・ 一般会計（区長自由経費）

区 分		歳 出				計
		物件費	扶助費	特別会計 繰出金		
第 1 部	25 当初 26 算定 26 調整					
	裁量経費、 歳出に連動しない歳入					
	非裁量経費					
重点施策推進経費	25 当初 26 算定 26 調整					
第 2 部		補助・国府事業負担金 認 証	認 証 外	単独事業 受託事業	特別会計 繰出金	計
	25 当初 26 算定 26 調整					
	裁量経費、 歳出に連動しない歳入					
非裁量経費	25 当初 26 算定 26 調整					
重点施策推進経費	25 当初 26 算定 26 調整					
合 計	25 当初 26 算定 26 調整					
裁量経費、 歳出に連動しない歳入	25 当初 26 算定 26 調整					
非裁量経費	25 当初 26 算定 26 調整					
重点施策推進経費	25 当初 26 算定 26 調整					
区長自由経費 合計 ①	25 当初 26 算定					
区長・区CM自由経費 合計 (①+②)	26算定					

《様式2-2より》						
a	区CM自由経費 合計 ②	26算定				
b	区CM自由経費 (裁量経費、歳出に連動しない歳入)	26算定				

1. 会計別総括表（区用）

・ 一般会計（区CM自由経費）

区 分		歳 出				
		物件費	扶助費	特別会計 繰出金	計	
第 1 部	25 当初					
	26 算定					
	26 調整					
裁量経費、 歳出に連動しない歳入	25 当初					
	26 算定					
	26 調整					
非裁量経費	25 当初					
	26 算定					
	26 調整					
重点施策推進経費	25 当初					
	26 算定					
	26 調整					
第 2 部		補助・国府事業負担金		単独事業	特別会計	計
		認 証	認 証 外	受託事業	繰出金	
	25 当初					
26 算定						
	26 調整					
	26 調整					
裁量経費、 歳出に連動しない歳入	25 当初					
	26 算定					
	26 調整					
非裁量経費	25 当初					
	26 算定					
	26 調整					
重点施策推進経費	25 当初					
	26 算定					
	26 調整					
合計	25 当初					
	26 算定					
	26 調整					
裁量経費、 歳出に連動しない歳入	25 当初					
	26 算定					
	26 調整					
非裁量経費	25 当初					
	26 算定					
	26 調整					
重点施策推進経費	25 当初					
	26 算定					
	26 調整					
区CM自由経費 合計	25 当初					
	26 算定					

・ ○ ○ 会 計 (政令等特別会計)

区 分	歳 入			出 費	
	人件費	物件費	繰出金	公債費	計

・ ○ ○ 会 計 (準公営企業会計)

区 分	歳 入			出 費	
	人件費	物件費	公債費	その他費用	計

- (注) 1 様式1については局・室が、様式2-1、2-2については区がそれぞれ作成する。
- 2 本表は、所属ごとの予算総括表となるもので、極力1所属1表にまとめること。
- 3 特別会計のある場合は、政令等特別会計、準公営企業会計それぞれについて、上記にそれぞれ分別の上、一般会計様式に準じて作成すること。区CM自由経費（母子寡）
- 4 一般会計については人件費（但し、事業費支弁人件費は除く。）、財政調整基金繰
なお、土地先行取得事業会計については、特別会計総括表は作成すること。
- 5 配分額については、次のア～ク欄（様式2-1はア～カ欄）の合計額とする。
ア欄には、別途、通知する所属別配分額算定表の額※を記入すること。
※様式1（局・室用）については、区CM自由経費を除いた配分額を記入すること
※様式2-1（区用）については、区CM自由経費と区長自由経費を合わせた配分額
イ欄には、新たに実施する政策的な市税の軽減措置に係る減収見込額を記入する
ウ欄には、未利用地売却促進インセンティブ制度による配分加算額、及び未利用地
エ欄には、局所管財産を活用して区が実施する広告事業に係る配分加算額（区）、
オ欄には、節減インセンティブ制度の額を記入すること。（配分加算）
カ欄には、施策・事業の見直し対象事業（裁量経費に限る）のうち、24～26年度に
見直しに際して必要となる一時経費（様式15-1または様式15-2の「うち所要一般
キ欄には、施策・事業の見直し対象事業（裁量経費に限る）のうち、効果額の精査
ク欄には、府市統合本部検討対象事業A・B項目の見直しによる配分の減額調整額
- 6 一般会計の公債費等欄には、以下を計上。なお、新規項目については財務部担当者
（歳出） ・ 公債費
・ 財政調整基金蓄積
- 7 「準公」様式中、表頭「その他費用」欄は、現金支出を伴わない経費のみに限ること。
- 8 特別債の欄には、財源対策債、施設整備事業債を記入すること。
(25年度財源対策債の対象となる地方債：公共事業等、一般廃棄物処理事業、学校)
- 9 区CM自由経費について
【様式1】区CMの指示に基づき算定した額を記入すること。
【様式2-1、2-2】様式2-2に区CMの指示に基づき算定した額を記入し、様式2-1のaに
ぞれ記入すること。
- 10 【様式2-1】に「区長自由経費+区CM自由経費」（裁量経費、歳出に連動しない歳入

(単位：千円)

特 定 財 源			差引市費			再 差 引
使用料・ 手数料	国府支出金	そ の 他		起 債	基 金	一般財源

(単位：千円)

特 定 財 源			差 引 過△不足額			一般会計	再 差 引
営業収益	国 ・ 府	そ の 他		損益勘定 留保資金	企 業 債	補 助 金 出 資 金	過△不足額

様式を参考として作成し、「政令等」は運営費と施設整備費に、「準公」は収益的収支と資本的収支(婦福祉貸付資金、介護保険事業会計)についても作成すること。

金、宝くじ、土地先行取得事業会計繰出金・繰入金を除く。

。iを記入すること。

こと。(配分減額)

等インセンティブ制度による配分加算額(区)・配分減額(局・室)を記入すること。

または配分減額(局・室)を記入すること。

見直しを行うものについて、見直しにあわせ新たな事業を再構築するとされている事業の所要経費合計の額)を記入する。(ただし、市政改革室及び財政局と協議済のものに限る)

が必要とされている8事業における配分額との差額を記入すること。(精査額)

(様式16のE欄合計額(裁量経費に限る))を記入すること。(配分減額)

事前に協議すること。

(歳入) ・ 公債費財源

①使用料及手数料

廃棄物埋立護岸使用料

②国庫支出金

難波宮跡地買上費補助

③諸収入(貸付金元利収入)

災害援護資金、生業資金、国民年金保険料追納資金、大阪港埠頭公社、

住宅供給公社貸付金返還金、新島2-1区事業継承費 など

・ 財政調整基金蓄積財源

と。

育施設整備事業、地方道路整備事業)

区CM自由経費合計の額を、bに区CM自由経費のうち「裁量経費、歳出に連動しない歳入」の計をそ;

の再差引市費の計③+④)の額を記入すること。

2. 施策の選択と集中の取組状況

施策分野			
○○○○○			
	事項名称	区CM区分	説明
主な新規・拡充事項	△△△補助金		新たな××ニーズに応えるため、補助制度を新設。
	■ ■ ■ 助成制度		新たな□□ニーズに応えるため、助成単価増額。@100千円→@150千円。
主な見直し・廃止事項			
主なその他の増減事項	×××給付金		対象者の自然減による給付金の減。△1,000人(2,000人→1,000人)
△△△△△			
	事項名称	区CM区分	説明
主な新規・拡充事項	○○○事業	○	△△△に鑑み、■ ■ ■ を事業対象に追加。
主な見直し・廃止事項	□□□事業		利用者数の減に鑑み、開催回数を見直し。12回/年→6回/年。
	×××事務費		不用額圧縮の観点から予算計上額を精査。
	☆☆☆事業		民間実施機関が増加しつつあるため、本市事業実施をH23年度末をもって廃止。
主なその他の増減事項	■ ■ ■ 改修工事		改修工事完了による事業費の皆減。
□□□□□			
	事項名称	区CM区分	説明
主な新規・拡充事項			
主な見直し・廃止事項	●●●事業	○	委託内容精査による、事業費見直し。
	△△△事業		民間への事業委託を嘱託職員対応に見直し。
	×××事業		事業目的達成のため、H24年度末をもって事業廃止。
主なその他の増減事項			
×××××			
	事項名称	区CM区分	説明
主な新規・拡充事項			
主な見直し・廃止事項	○○○運営費		一部民間委託化により、事業費見直し。
	□□□補助金		新規受付を中止。継続案件のみ補助金支給。
	△△△事業		民間団体での自立した事業実施が可能となったため、本市事業実施をH23年度末をもって廃止。
主なその他の増減事項	☆☆☆助成事業		対象施設の自然減による助成金の減。△50施設(100施設→50施設)
合 計			

【共通】

- 1 本表は、各所属における施策の選択と集中の取組状況を明らかにするものである。
- 2 事項名称、予算額等については、様式5予算事業一覧と一致するものである。
- 3 必要に応じて行を追加、削除しつつ、極力1所属1表にまとめること。
- 4 人件費・公債費等を除く所属所管事業を施策分野別に分類し、分野ごとの事項数、予算額、その増減を記入する。施策分野は昨年度を参各施策分野における主な新規、拡充、見直し、廃止事項及びその他増減の要因となる事項の予算額を記入することにより、当該施策分野説明欄には当該事項を新たに実施することとした目的や、拡充した点、見直しの概要等を簡潔に記入すること。
なお、平成26年度算定において、事項の統廃合を予定している場合は、25年度の事項数・予算額についても統廃合後ベースとし、実質的
- 5 「拡充」、「見直し」とは以下に該当するものとする。
「拡充」：本市の主体的判断により、事業費単価の上乗せ、事業対象範囲の拡大等を行うもの。国が定める単価の増や対象人員数の
「見直し」：本市の主体的判断により、事業費単価の縮減、事業対象範囲の縮小、事業の統廃合、不用額圧縮の観点からの予算計上額
- 6 本様式は、市長ヒアリングにおいて説明を行っていただく場合もあるので留意されたい。

【各局・室】

- 7 各局・室においては、区CM自由経費対象事業を除くこと。

【各区】

- 8 各区については、区CM自由経費対象事業を含めて記入すること。
- 9 区CM自由経費対象事業については、「区CM区分」欄に「○」を記入すること。
- 10 人件費・公債費等を除く所属所管事業（一般会計）を対象とし、従って、各区については、本表合計欄の26算定予算額は、様式2-1の

所属名 _____

(単位：千円)

26	算	定	25	当	初	増	△	減
事	予	額	事	予	額	事	予	額
項	算		項	算		項	算	
数			数			数		
11	2,800,000		10	2,500,000		1		300,000
	200,000			0				200,000
	600,000			500,000				100,000
								0
								0
								0
	30,000			60,000				△ 30,000
								0
								0
4	700,000		5	1,000,000		△ 1		△ 300,000
	250,000			200,000				50,000
								0
								0
	150,000			300,000				△ 150,000
	180,000			200,000				△ 20,000
	0			100,000				△ 100,000
	0			80,000				△ 80,000
								0
								0
14	1,000,000		15	1,200,000		△ 1		△ 200,000
								0
								0
	200,000			250,000				△ 50,000
	6,000			10,000				△ 4,000
	0			80,000				△ 80,000
								0
								0
								0
19	350,000		20	600,000		△ 1		△ 250,000
								0
								0
	60,000			100,000				△ 40,000
	160,000			200,000				△ 40,000
	0			100,000				△ 100,000
	40,000			80,000				△ 40,000
								0
								0
48	4,850,000		50	5,300,000		△ 2		△ 450,000

考
に
とするなどして、各所属において設定すること。
における増減を説明すること。

な
比較を行うこと。

当
の
然増など、本市の主体的判断によらないものは含めない。
精査などを行うもの。国が定める単価の減や対象人員数の自然減による当然減は含めない。

「区長・区CM 自由経費 合計 (①+②)」の歳出額と一致する。

・歳出歳入予算増△減調書

一般会計 第2部様式〔第1部〕

区 分	事 業 費				特 定		
	認証	認外	単独 受託	計			
25 当 初							
26 算 定							
26 - 25							

対前年度との主な増△減

事 項		歳 出			説 明
		25 当 初	26 算 定	増 △ 減	
非裁量経費A					
	X X X				
	X X X				
非裁量経費B					
	X X X				
	X X X				
重点施策推進経費					
	X X X				
	X X X				
裁量経費A					
	X X X				
	X X X				
裁量経費B					
	X X X				
	X X X				
計					

- (注) 1. 本調書は、各所属所管予算全体について1部2部別、款別、区分別に増△減を説明すること。) 事項については、増△減の大きいものもとより、プレス発表を予定して
2. 上表は、例示として第2部についての表頭を示すが、第1部については、「事業費」また、政令等特別会計、準公営企業会計についても、一般会計に準じて作成すること。
3. 第2部については、原則1所属1枚で記入すること。ただし、複数の款のある所属
4. 第2部歳出の増△減説明については、補助・単独事業費別に記入すること。
5. 増△減説明欄は、増減が生じる要因を、必要に応じて単価、件数、人数等の計数を活
6. 非裁量経費、裁量経費において、「施策・事業の見直し」対象事業のうち24～26年度とする。

所属名 _____

(単位：千円)

財 源			差 引 市 費	内			再 差 引 市 費
		計		起債	うち特別債	基 金	

		歳			入
事 項		25 当初	26 算 定	増 △ 減	説 明
使用料					
	非裁量経費充当				
	XXX使用料				
				
国庫支出金					
	非裁量経費充当				
	XXX補助金				
				
(別途)：内数					
公債費財源					
	OOO				
	計				

するものである。(局・室については区CM自由経費を含む。区については、区長自由経費のみについて記入する事業のうち、新規拡充事業についてももれなく記入すること。

欄は、単に「歳出」とし、必要に応じて、物件費、扶助費等の内訳をすること。

については、款別に作成すること。

用して、明瞭に説明すること。

に見直しを行うものを「非裁量経費A」・「裁量経費A」とし、それ以外を「非裁量経費B」・「裁量経費B」

会計名 _____

所属名 ●●区・局 _____

上段:歳出額
(下段:所要一般財源)

(単位:千円)

通し 番号	科目 (部-款-項-目)	事業名	担当課	25年度 当初①	26年度 算定②	26年度 調整③	増減 (②-①)	備考
1	1-3-1-2	福祉局職員の人件費	〇〇課	30,000 (30,000)	0 (0)		△ 30,000 (△ 30,000)	
職員費計				30,000 (30,000)	0 (0)		△ 30,000 (△ 30,000)	
2	1-3-1-2	〇〇事業	□□課	25,000 (25,000)	20,000 (20,000)		△ 5,000 (△ 5,000)	
3	1-3-1-2	△△事業	××課	5,000 (0)	1,500 (0)		△ 3,500 (0)	
4	1-3-1-2	×××××××××××××× ××××事業	〇〇課	5,000 (5,000)	10,000 (10,000)		5,000 (5,000)	区CM 7,000 (7,000)
5	1-3-1-2	□□□事業	□□課 他	30,000 (30,000)	0 (0)		△ 30,000 (△ 30,000)	
福祉総務費計				65,000 (60,000)	31,500 (30,000)		△ 33,500 (△ 30,000)	
6							0 (0)	
7							0 (0)	
8							0 (0)	
9							0 (0)	
10							0 (0)	
11							0 (0)	
12							0 (0)	
13							0 (0)	
14							0 (0)	
15							0 (0)	
16							0 (0)	
17							0 (0)	
18							0 (0)	
所属計				65,000 (60,000)	31,500 (30,000)	0 (0)	△ 33,500 (△ 30,000)	区CM 7,000 (7,000)

(別掲)市税の軽減措置

通し 番号	科目 (部-款-項-目)	軽減内容	担当課	25年度 当初④	26年度 算定⑤	26年度 調整⑥	増減 (⑤-④)	備考
		経済活性化区域に所在する固定資産に対する軽減	■■課	-	- (20,000)		- (20,000)	

事業の通し番号		事業名	
---------	--	-----	--

[事業目的]

[事業内容・金額]

(単位:千円)

事業内容	25年度当初	26年度算定
・ ●●●●●の推進	100	200
・ △△△△△の実施	200	100
・ □□□□□補助金(補助率○○%)	250	250
・ ◎◎◎◎◎との連携業務	300	500
・ ▲▲▲▲▲運営経費	500	1,000
・ ■■■■■に係る事務費	0	100
合計	1,350	2,150

(参考資料)区関連予算事業一覧

通し 番号	会計名	事業名	局名	予 算											
				区合計	北区	都島区	福島区	此花区	中央区	西区	港区	大正区	天王寺区		
1	一般会計	〇〇事業	福祉局	15,000 (15,000)	15,000 (15,000)										
2	一般会計	△△事業	福祉局	1,000 (1,000)	1,000 (1,000)										
3	一般会計	×××××××××× ×××××××××× ××事業	福祉局	0 (0)	0 (0)										
4	介護保険事 業会計	□□□事業	福祉局	7,500 (0)	7,500 (0)										
福祉局計				23,500 (16,000)	23,500 (16,000)	0 (0)									
5	一般会計	■ ■ 事業	子ども 青少年局	100,000 (20,000)	100,000 (20,000)										
6	一般会計	● ● 事業	子ども 青少年局	0 (0)	0 (0)										
7	一般会計	▲ ▲ 事業	子ども 青少年局	2,500 (2,500)	2,500 (2,500)										
8	一般会計	★ ★ 事業	子ども 青少年局	10,000 (1,000)	10,000 (1,000)										
子ども青少年局計				112,500 (23,500)	112,500 (23,500)	0 (0)									
9				0 (0)											
10				0 (0)											
11				0 (0)											
12				0 (0)											
13				0 (0)											
14				0 (0)											
15				0 (0)											
16				0 (0)											
17				0 (0)											
18				0 (0)											
19				0 (0)											
20				0 (0)											
21				0 (0)											
22				0 (0)											
23				0 (0)											
区CM自由経費計①				136,000 (39,500)	136,000 (39,500)	0 (0)									
区長自由経費計②				312,415 (270,414)	312,415 (270,414)	0 (0)									
①+②				448,415 (309,914)	448,415 (309,914)	0 (0)									

※区合計の局計は、様式5予算事業一覧の備考欄「区CM」の所属計の金額と一致する。(ただし、複数の会計がある局については、すべての会計の

予算事業一覧(様式5)作成要領について

留意事項

(様式5 共通事項)

① 本様式は、算定調書等提出段階、予算調整状況、予算案プレス発表時に公表予定。(詳細は別途通知)

(様式5 予算事業一覧)

- ② 所属別、会計別、科目(26予算)別に記載する。(土地先行取得事業会計を除く)
区については「区長自由経費」分を、局・室については「局事業(区CM自由経費含む)」分を記載。
- ③ 目順に並べ、目ごとに小計を、会計ごとに所属計を記載する。
- ④ 事業名は、市民・市会への各所属における説明責任の観点からも、わかりやすい分類であることが必要。今回、別添の概要説明とともにホームページにおいて、予算要求状況等を公表していくこととしており、見やすさなどの観点から、さらに精査すること。
(ひとつの事項を整理上分けているものは、一つにまとめる。)

例①	名称	⇒	事業の概要が伝わるような名称を
	「一般管理経費」	→	「〇〇〇庁舎管理経費」
例②	単位	⇒	同様の目的を達成するための事業であれば、まとめることで、事業の概要が伝わりやすい場合も (一定額の予算規模をイメージしつつ)
	「ホームページの運用」 「情報コーナー事業」 「市民の声」 「区民モニター」 「広報事業」 ⋮	→	「広報・広聴・情報発信の充実」
	「交通事故をなくす運動」 「めいわく駐車追放運動」 「高齢者事故ゼロの日運動」 ⋮	→	「交通安全運動事業」

- ⑤ 予算事業一覧の事業単位は、新公会計制度における事業別財務諸表の作成単位(施策事業及び管理事業)を踏まえたものとする。
なお、26年度の新公会計制度における事業の設定は、予算案プレス発表時の予算事業一覧をもとに行うこととするので留意されたい。(詳細は今後通知。)
- ⑥ 歳出に連動しない歳入は記載しない。(所要一般財源の計と財源表の再差引市費とは合致しない)
- ⑦ 人件費(職員費)については、事業費支弁人件費のみを本体事業費に含めて記載し、それ以外(一部人件費、事業費支弁分以外の2部人件費)については、25年度当初欄にのみ金額を記載する。
- ⑧ 新たな市税の軽減措置については、制度担当所属において、予算事業一覧に記載するものとする。
なお、内容については、財政局(税制企画グループ)とも調整すること。
- ⑨ 各局・室における区CM自由経費の事業については、備考欄に区CMと記載する。
なお、区CM自由経費が事業の一部(内数)の場合も事業は分割せず、備考欄に区CM自由経費の歳出額を上段に所要一般財源を下段(ともに26算定額)に記載する。
- ⑩ 26年度調整欄については、算定調書等提出段階(11月15日)では空欄とすること。
- ⑪ その他、様式の変更・書式にかかる取扱いについては、様式の見本を参照。

(様式5 付属資料① 事業概要説明資料)

- ⑫ 別添様式見本を参照。
区については「区長自由経費」分を、局・室については「局事業(区CM自由経費含む)」分を作成すること。

(様式5 付属資料② 区関連予算事業一覧)

- ⑬ 別添様式見本を参照。
本様式については、区CMの指示により、局・室が作成のうえ、提出すること。

3. 予算事業別調書

(様式 6)

所属名 _____

施策分野			
事業の通し番号		事業名	
新規・拡充等の別	新規	・ 拡充	・ 見直し ・ その他

(ア) 事業概要

[うち債務負担の予算化]

1. 事業費(所要経費)

千円 [うち債務負担の予算化 千円]

[新規債務負担行為設定の有無 : 有 (限度額: 千円) 無]

2. 事業の概要等

① 事業背景と課題

[背景]

[課題]

② 課題に対するこれまでの取組み・成果・問題点

[これまでの取組みと実績]

[問題点]

③ 事業の概要

[目的]

[事業対象・事業量等]

[全体計画、事業期間・事業スケジュール、総事業費]

3. 事業の効果

[現状]

[目標]

[撤退基準]

4. 事業費の推移(債務負担行為・維持管理費等含む)

(単位:千円)

		25当初	26算定	27見込	28見込	29見込	30見込
事業費							
特定 財 源	国庫支出金						
	府支出金						
	使用料・手数料						
	その他						
市 費	起債(一般債)						
	起債(特別債)						
	蓄積基金繰入金						
	差引一般財源	0	0	0	0	0	0

5. 予決乖離の推移

(単位:千円)

	23年度	24年度	25年度
当初予算			
決算(見込)			
当初予算-決算(見込)	0	0	0

(イ)積算基礎

(単位:千円)

区分	事業費	特定財源		差引市費	再差引市費	
		国庫支出金	その他		起債	基金
25 予 算				0		0
26 算 定				0		0
26 調 整						

※ 1部、2部、特会にまたがる場合は、適宜内訳欄を作ること。

1. 事業費及び特定財源の積算根拠

2. 過去の経過、根拠法令等

3. その他

(注) ・本調書については、以下の事項に該当する事業について提出すること。

なお、それ以外の事業についても、必要に応じて用意すること。

① 非裁量経費(今後、精査が必要となる事項(財政局財務部より追って通知))

ただし、非裁量経費のうち、「概算見込額調書(財第31号)」において、区分①・②・③としている事業については、本調書中の(ア)2の①、②、3の記載を省略することができる。

② 重点施策推進経費

③ 新規・拡充事業

④ プレス発表を予定している事業

作成に当たっては、誰が見てもわかりやすい表現を心がけ、本様式に基づき簡潔に取りまとめること。

・上記②重点施策推進経費及び③新規・拡充事業は、撤退基準を記載し、提出すること。なお、撤退基準の記載にあたっては、所属運営方針との整合性に留意すること。また、②③以外についても、各所属において主体的、自律的に撤退基準を設け、PDCAサイクルに取り組むこと。

撤退基準設定対象外事業等については、「平成26年度運営方針(案)等の提出について(通知)(平成25年9月13日)別添資料1運営方針策定要領」を参照のこと。